

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
11月12日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一
保安林の指定 (光市) (森林整備課) ……二
- 雑報
県報の正誤 (令和元年十月二十九日山口県報の別冊) ……三



山口県告示第二百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十一月十二日から同年十二月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 大阪新薬株式会社
住 所 山陽小野田市大字東高泊二三六七番地の二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地

- 名称 大阪新薬株式会社
- 所在地 山陽小野田市大字東高泊二三六七番地の二二
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法			
	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	間隔時間		
四六一二	($\frac{m^3}{分}$)四五	令和元、二、三	令和元、三	令和元、三	断続	一日当たり八時間	季節的変動なし
七一の六	($\frac{l}{H}$)〇〇〇	〃	〃	〃	〃	三時間	〃

備考 「四六一二」及び「七一の六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第七十一号の六のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七一の六	七	三〇、〇〇〇	一
四六一二	七	三〇、〇〇〇	二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	〃	七	〃	二〇・三	六・九
〃	〃	八、六	〃	一八	二八・五
〃	〃	〃	〃	三三	三八一

山口県告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和元年十一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所
光市大字浅江字辰ヶ浴一〇〇四五の一、字白石一〇一〇七の一、字石原一〇二八の六、字オケ埜一〇七六五の一、字手ヶ迫一〇九二九の二、一〇九二九の二二、字北畑一〇三四の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、光市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



正誤
令和元年十月二十九日山口県報の別冊

ページ	一三三
誤	
病気休暇	療養のため勤務することがやむを得ないと認められる必要最低限の期間
正	
病気休暇	療養のため勤務することがやむを得ないと認められる必要最低限の期間

令和元年十一月十二日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁